

◇◇「県内鉄軌道施設に係るバリアフリー設備等設置状況一覧表」の見方◇◇

千葉県総合企画部交通計画課

1 調査方法等

- (1) 調査時点 令和8年3月31日現在
- (2) 調査対象 県内に所在する鉄道駅及び軌道（モノレール）駅
- (3) 調査方法 県内に鉄軌道駅を有する各交通事業者及び当該鉄軌道駅が所在する各市町村に調査票を送付し、回答のあった内容を当課で整理した。

2 調査項目の説明

項目		説明
駅名		複数の事業者が乗り入れる駅にあっては、事業者ごとに記載した。 【例 西船橋 … JR、東京地下鉄、東葉高速のそれぞれに記載】
所在市町村		駅舎の所在する市町村。複数の市町村にまたがる駅は複数の市町村名を記載した。
1日当たり利用者数	10万人以上	令和6年度の1日平均の乗車人員（「令和7年千葉県統計年鑑」駅別1日平均輸送状況による。）が、それぞれ、5万人、5千人、1,500人／日以上のを、「一日当たりの平均的な利用者の数（乗車人員に2を乗じた数を乗降人員とみなす。）10万人、1万人、3千人以上」として、『○』を付けた。
	1万人以上	
	3千人以上	
ホームの状況	ホーム数	駅のホームの数。ホームの面数であり、「番線」の数ではない。
	昇降設備設置	上記ホーム数のうち、何らかの昇降設備（階段は除く。）が設置されているホーム数。なお、駅舎からホームまでフラットである（昇降設備が必要ない。）駅の場合は※とした。
	内障害者対応	上記昇降設備設置のホームのうち、車いすで利用できる昇降設備が設置されたホームの数。なお、駅舎からホームまでフラットである（昇降設備が必要ない。）駅の場合は『※』とした。
ホームの昇降設備		上記昇降設備設置のホームについて、設置されている昇降設備の基数（設備の種類ごと）。
		カッコ内の数値は、そのうち車いすで利用できる昇降設備の基数（内書き）。
エレベーター		エレベーターの基数
エスカレーター	↑（上向き矢印）	上向きで運転しているエスカレーターの基数
	↓（下向き矢印）	下向きで運転しているエスカレーターの基数
	↑↓（両方矢印）	時間帯等で運転方向を切り変えているエスカレーターの基数
リフト		階段昇降機の基数
スロープ		スロープの箇所数
改札内通路の昇降設備		改札口から内側に、ホームへの昇降設備の他に昇降設備が有る場合に記入。各項目は、上記「ホームの昇降設備」の例による。
改札外通路の昇降設備		駅前広場等の地上から改札口に至る経路に昇降設備がある場合に記入。各項目は、「ホームの昇降設備」の例による。

項目		説明
転落防止設備等	転落防止設備等	駅の旅客用の番線のうち、転落防止設備が設置されている番線数（設備の種類ごと）。
	番線数	駅の旅客用の番線の総数。
	ホームドア等	ホームドア又は可動式ホーム柵が設置されている番線数。
	内方線付き点状ブロック	ホームドア等が設置されていない番線のうち、内方線付き点状ブロックが設置されている番線数。 点状ブロックと内方線が分離型のものを含む。
	段差隙間解消	プラットホームと車両乗降口の段差及び隙間を縮小している乗降口が1以上ある番線の数。
	その他	ホームドア等、内方線付き点状ブロック以外の、その他の転落防止設備が設置されている番線数。 点状ブロック（内方線なし）など。
その他の施設	障害者用トイレ	車いすで利用できるトイレが設置されている場合『○』を付けた。駅舎内または隣接して設置されている場合も含み、改札口の内外は問わない。
	誘導警告ブロック	ホームに誘導用又は警告用、いずれかのブロックが設置されている場合は『○』を付けた。
	点字券売機	駅施設として設置されている、点字券売機の台数。
	点字運賃表	駅施設として設置されている、点字運賃表の台数。
	点字時刻表	駅施設として設置されている、点字時刻表の台数。
	拡幅改札口	駅施設として設置されている、拡幅改札口の数。 簡易改札口等で幅の広い通路がある場合、『※』をつけた。

3 その他

- (1) この調査は、国の基準（移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令において定める「公共用通路と車両等の乗降口との間の経路であって、高齢者、障害者等の円滑な通行に適するもの（第4条第1項）」）としての調査ではなく、駅施設における個々の施設状況を調査したものである。
- (2) 「昇降設備」については、「車いすで利用できる」ものとして定義しており、国の基準に適合するものとして調査したものではない。